

(参考様式3)

会 議 録

会議の名称	平成30年度第4回東村山市子ども・子育て会議				
開催日時	平成31年2月25日(月) 午後6時30分～8時30分				
開催場所	いきいきプラザ3階マルチメディアホール				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>(委員) 河津会長、井原会長職務代理、西澤委員、尾崎委員、十時委員、大澤委員、永田委員、村野委員、當麻委員、千葉委員、山口(暁)委員、坂本委員、山口(和)委員</p> <p>(市事務局) 野口子ども家庭部長、瀬川子ども家庭部次長 【子ども政策課】谷村課長、吉原課長補佐、古田主査、羽生主任、神原主事 【子育て支援課】嶋田課長 【子ども家庭支援センター】榎本課長 【子ども育成課】安保課長、江川課長補佐、星係長 【児童課】竹内課長補佐 【社会教育課】平島課長、齋藤係長</p> <p>●欠席者：</p> <p>(委員) 横須賀委員、野澤委員</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由		傍聴者数	0名
会議次第	<p>1.開会</p> <p>2.事務連絡</p> <p>3.審議</p> <p>(1) 第2期東村山市子ども・子育て支援事業計画策定について(継続審議)</p> <p>(2) 特定教育・保育施設の利用定員設定の取り下げについて</p> <p>(3) 特定教育・保育施設の利用定員の設定について</p> <p>4.報告</p> <p>(1) 特定教育・保育施設の利用定員の変更について</p> <p>5.その他</p> <p>6.閉会</p>				
問い合わせ先	担当	子ども家庭部子ども政策課			
	電話番号	042-393-5111(内線3201)			
	ファックス番号	042-394-7399			
会 議 経 過					
1.開会					
2.事務連絡					

3. 審議

(1) 第2期東村山市子ども・子育て支援事業計画策定について（継続審議）

◎会長

本日は、前回（第3回）会議で行ったいわゆる国の手引きに基づいて算出した量の見込みについてとは別に、行政の持つ様々な実データに基づき算出された量の見込みの行政推計値を参考に第2期計画策定に向けた審議をしていただく。

次に、審議事項（2）（3）では、市が行う利用定員の設定等について、審議会等の意見を聴く必要があるため、（2）で特定教育・保育施設の利用定員設定の取り下げについて審議を行ったのち、その結果を踏まえ（3）で同施設の利用定員の設定について審議をしていただく。

それではまず、審議事項（1）について事務局から説明をしていただきたい。

子ども政策課主査より、**資料1**を参照しながら、各事業の実際の申込件数や利用件数等をベースに様々な増減の要因を加味し算出した量の見込みの行政推計値について、その算出に当たっての考え方を中心に説明。ポイントは以下の通り。

1. 教育・保育事業の量の見込みについて

■ 3～5歳児全体の96%程度の児童が、1号認定、2号認定（幼稚園）又は2号認定（認定こども園及び保育所）いずれかの区分に該当している事実に鑑み、各々の量の見込みの推計に当たっては、これら3事業の合計に占める各々の割合に着目し推計していること。

■ 本調査とは別に、市が独自に実施した補足調査等により、幼児教育が無償化されるならば教育へ移行したいと考える需要は一定あると考えられることから、2号認定のうち1割強程度を幼児教育を希望する需要となるものとして、2号認定（幼稚園）及び2号認定（認定こども園及び保育所）の量の見込みを試算していること。

■ 3号認定のうち0歳児については、1歳児クラスと比べ入所しやすい0歳児クラスから保育所に入所するために、早めに育児休業を切り上げる保護者が一定数いることから、これら全てを直ちに0歳児の需要として捉えるのではなく、今後1～2歳児の確保方策を進めていく中で考えていくべきものも含まれるものとして捉え、量の見込みを試算していること。

2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて

■ 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）の量の見込みの設定は、今後は学年ごとに行う必要があること。また、量の見込みの推計に当たっては、幼稚園や保育所等に通っていた保育を必要とする児童の数を基として算出しており、2年生以降については進級に伴う学年ごとの利用逡減率を乗じていること。

■ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）については、利用実績に年度ごとのバラつきが大きいいため、過去最も利用が多かった年度の実績値を推計に用いていること。

■ 2号認定による幼稚園における一時預かりの定期利用については、幼稚

園に通う2号認定の児童の全てが利用すると考え、年間延べ利用日数を仮定し、量の見込みを推計していること。

■病児保育事業の量の見込みの推計に当たっては、利用実態から4割程度のキャンセル待ちを考慮していること。

◎会長

資料1の1ページから3ページの教育・保育事業の量の見込みについて、平成27年度の利用実績値と平成36年度の量の見込みの推計値を比較すると、減少しているものが多いように感じるが、これは出生数が増えないとの予測によるものか。

○子ども政策課長

児童の人口推計については、前回会議でお示しさせていただいた国の手引きに基づく量の見込みの算出要素に含まれており、これとは別の視点から算出した量の見込みの行政推計値は、人口の減少を特定の乗算値を用いて直接加味することのないよう算出し、差別化を図っている。しかし、平成27年度から平成30年度または平成31年度までの入所申請数実績の推移にこの間の人口の減少が必然的に加味されるため、結果的に量の見込みの行政推計値にもこれまでの人口の減少傾向が影響していると認識している。

◎会長

資料1の1ページから3ページの教育・保育事業の量の見込みについて、委員から何か意見はあるか。

◎A委員

3号認定の保育需要については、幼児教育の無償化の影響により平成31年4月1日入所申請数が増加したとの実感もあることから、しばらく増加傾向で推移すると考えており、そのようなことを考慮すると、1～2歳の受け皿の整備が進まなければ、0歳児の保育需要は1～2歳の保育需要に変わっていかないと考えるが、これについてどう考えているか伺いたい。

◎会長

育児休業制度については、働き方改革の影響もあり、徐々に浸透してきているし、児童の健全な育成にとって0歳から2歳までの間は可能な限り親と一緒に過ごした方が良いとの考えを持つ事業者も多数いると思うが、実際どの程度実現していくかについて予測することは難しい。

他に意見はあるか。

◎B委員

東村山市においては、現状年度途中からの入所が難しいため、年度途中に出産した保育所等に利用を希望する保護者の多くが、育児休業を切り上げて入所申請をしている実態があり、0歳児の保育需要量は今回示された行政推計値まで減ることはないと思う。

◎C委員

一般的に、0歳児と比べ1歳児の方が慣れない環境等へ不安を抱いて泣いてしま

うことが多いとされていることに懸念を抱き、0歳のうちに入所をさせたいと考える保護者も一定数いると考える。

◎会長

保育士と児童の間の愛着の形成状況や保育施設における養育環境も、保育の需要量に影響すると考えられる。

他に意見はあるか。

◎A委員

子育てに対する不安感から育児休業を切り上げて入所申請をする保護者については、教育・保育事業の量の見込みとは別に、気軽に相談できる環境を整備する等の支援を考えていけたら良いと思う。

◎会長

地域子育て支援拠点事業の知名度が高まる等、13事業の実施状況によっては0歳児だけでなく他の年齢の需要量に影響が出てくると考えられるが、これを見込むことには難しさを感じる。

職務代理から何か意見はあるか。

◎職務代理

まず、年度途中の入所申請の結果を含めた待機児童数を伺いたい。

また、幼稚園への転園を希望する保護者について、現場で把握している状況が分かれば今後の参考となって良いかと思う。

3号認定の量の見込みについては、その要因の一つとして経済的な理由が挙げられることから、育児休業給付金の支給が受けられなくなることに伴い育児休業を切り上げて入所申請をするという経済状況を考慮しての入所申請についても併せて考慮していきたい。

◎会長

これまで出た意見について、行政から何か意見はあるか。

○子ども政策課長

まず、今回お示しした量の見込みの行政推計値は、実際に入所申請に至った数に基づき算出しているが、この入所申請数が潜在的な希望も含めた全ての需要を反映しているわけではなく、これについては検討が必要であるとの考えを持った上で、算出を行っている。

これを前提として、0歳児の保育需要については、1～2歳の受け皿の整備が完全に整わないと0歳児の保育需要は結果的に減らないのではないかとの意見もある一方で、補足調査において、1～2歳で確実に入所できる環境であれば0歳児クラスには必ずしも申し込まないとの意見が一定数あるとの結果が得られたことや、昨年度待機児童の調査・分析に当たり実施した調査において、入所しやすさを考慮しての入所申請が多数あるとの結果が得られたこと等についても、需要を捉えるに当たっては、一定考慮する必要があるのではないかと考え、需要量は減じていくと推計した。しかし、前回会議でお示しした国の手引きに基づく量の見込みにおいて、比較的高い数値が算出されたこともあり、0歳児の保育需要については今後も引き

続き議論をしていく必要があると考えている。

次に、年度途中の入所申請への対応については、育休の取得期間が延長している動きもあることから、少なくとも1年間は育休が取得できるような子育て施策の推進が必要であると考え、現在検討を行っている段階である。

また、年度途中の入所申請の結果を含めた待機児童数については、平成30年は、4月1日時点の保育所等入所待機児童数が5人であったのに比べ、10月1日時点での保育所等入所待機児童数は145人であり、これらの差分の大半が年度途中の入所申請であった。なお、10月1日時点の待機児童数は、保育所等の利用者が退所する等して施設に空きが出ない限り、年度途中の入所申請は待機児童として数えられるため、4月1日時点の待機児童数と比べ増加する傾向にあり、これは他市においても同様である。

◎会長

3号認定の量の見込みの行政推計値を算出するに当たって、平成32年から平成36年までの間に、0歳児の需要の4分の1程度が1～2歳児の需要に変わると推測しているが、4分の1という数字の根拠は何か。

○子ども政策課長

補足調査の結果等によると、0歳児保育を申し込む保護者の約65%が入所申請に当たって1歳児クラスと比べ0歳児クラスの方が入所しやすいことを考慮するとデータもあり、これらを踏まえ4分の1程度と提案したものである。

◎B委員

0歳児の保育需要への対応については、4分の1程度に該当する数だけの定員の伸び縮みの幅をあらかじめ用意しておき、施設に欠員が生じている間は当該施設に補助を行うといった施策も検討していけると良い。

◎会長

行政から何か意見はあるか。

○子ども政策課長

今回会議においては、量の見込みの行政推計値を算出するに当たっての考え方を示しさせていただいた。ご指摘のような事業に関しては、今後確保方策の検討に際し、現実的なことも含め考えていく必要があると考えている。

◎D委員

B委員の意見とは異なるが、施設間の公平性の観点等から、年度途中からの入所を希望したが出来なかった家庭に対し補助を行うといった施策も検討していけると良いと思う。

◎E委員

B委員とD委員から、補助の対象という点について異なる意見が出されたが、教育・保育施設の利用を希望する家庭を対象とした量の見込みについて審議を行う過程においては、どのような家庭を対象に補助を行うかについてまで掘り下げた審議を行うことは難しいと感じる。

◎会長

他に意見はあるか。

◎F委員

2号認定の量の見込みを算出するに当たって、幼児教育無償化によって増加する教育需要をどのように考え量の見込みの行政推計値に反映させたのか伺いたい。

◎会長

2号認定における教育需要については、前回会議において審議を行った国の手引きに基づいて算出した量の見込みにおいても、幼児教育無償化によって一定数増加する傾向が数値上に見られた。

行政から何か意見はあるか。

○子ども政策課長

教育・保育施設に通う1号認定及び2号認定総体の利用者数そのものについては、3～5歳児全体の96%が既に教育・保育施設に通っているというデータもあり、幼児教育無償化による大きな変動はないものと考えている。

その上で、2号認定における保育所等から幼稚園への利用者数のシフトについては、補足調査において、経済的に可能であれば幼稚園の利用をしたいと考える保護者が一定数いるとの結果が得られたことを踏まえ、利用料の負担にさほど変更がなければ保育所等を利用する保護者の中から幼稚園における一時預かりを利用する保護者が少なからず出てくるだろうという推測を基に試算したものである。

◎会長

保育所や認定こども園も、幼稚園と同様に幼児教育の一翼を担っているが、実態としては保育所等と比べ幼稚園の方が教育色が強いとの意識が保護者には根強く残っていると考えられる。この現状を踏まえ、幼児教育無償化によって平成32年から平成36年までの5年間で保護者の意識がどうシフトしていくかについて考慮しながら、1号認定及び2号認定の全体の中で各事業がどの程度の割合を占めるか推定し、量の見込みの行政推計値を算出したということだと思う。

他に意見はあるか。

◎G委員

一時預かり事業等を利用しながら幼稚園に通う場合、経済的負担はどれくらいになるのか。

○子ども政策課長

教材費等も含めた実費については議論の余地があるため、あくまでも私立幼稚園における幼児教育無償化の国制度の概要の説明となるが、まず、幼稚園に通う全ての児童について、月額2.57万円を上限として無償化され、その分幼稚園利用料の負担が軽減される。また、幼稚園における一時預かりを利用する保育の必要性がある児童については、月額1.13万円を上限として無償化され、これらを合算すると月額3.7万円を上限として無償化されることになり、認可外保育施設等における幼児教育無償化と同一水準の支援の形となると国は想定している。

◎G委員

幼稚園における一時預かりの利用料の全額が無償化されるわけではないということか。

◎D委員

幼児教育無償化は、保護者負担の軽減を図り、全ての児童に質の高い幼児教育を提供することを目的としている。その対象には、幼稚園教育要領等に沿って教育を行う幼稚園や、幼稚園教育要領と整合性が図られた保育所保育指針に基づき保育を行う認可保育所等のほか、公平性の観点等から、幼稚園における一時預かりや認可外保育施設等が含まれている。

いずれにしても、幼児教育無償化は施設の類型による補助の差を設ける制度ではないことを踏まえ、幼児教育無償化の本来の目的である幼児教育の推進から逸れてしまうことのないよう、適切に補助を行っていければ良いと思う。

◎会長

幼児教育無償化の国制度については、ベビーホテルを認可外保育施設等における幼児教育無償化の対象とする等、当初考えられていたものから変容してきており、現在も検討が進められている段階である。いずれにしても、次回会議が開催される頃には現時点よりもさらに多くの情報が国より明らかにされているはずであり、その際は当会議においても事務局からの説明等により情報共有できると良いと思う。

◎A委員

幼稚園における一時預かりを利用する保護者にかかる経済的負担に関しては、施設によって利用料が異なるため、個々の利用状況によって変わってくると思う。

また、幼児教育無償化により教育需要が増加すると予想される一方で、一般的には、保育需要の増加が見込まれるとの考えもあることから、幼児教育無償化が保護者の意向にどう影響したのか詳細な実態を保護者の意見等から知ることが出来たら良いと思う。

◎会長

H委員から何か意見はあるか。

◎H委員

保育所を利用しながらも経済的に可能であれば幼稚園を利用したいと考える保護者や、幼稚園での幼児教育を希望する保護者がいる一方で、就労上の理由から幼稚園を利用する保護者も少なからずいると思う。

◎会長

I委員から何か意見はあるか。

◎I委員

教育・保育事業の量の見込みには直接影響しないが、在宅での保育を希望する保護者もいると思う。

◎会長

J委員から何か意見はあるか。

◎J委員

就労上の理由から保育所を利用しているが、幼稚園において12時間保育が可能である等条件が揃えば幼稚園を利用したいと考える保護者もいると思う。

◎会長

資料1の4ページ以降の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて、何か意見はあるか。

◎A委員

地域子育て支援拠点事業の量の見込みについては、土曜日に子育てひろばを利用する保育所等に通う子育て中の親子が多数いることについても考慮しながら検討していきたい。

◎会長

まず、5ページのショートステイ事業の量の見込みについては、比較的小さい数値となっているが、今後認知度が上がってくれば需要も高まる可能性があると考えられる。

また、7ページのファミリー・サポート・センター事業についても、今後幼児教育無償化により利用料の負担が軽減したり、事業の周知が図られ高齢者の提供会員が増えれば、需要が高まる可能性があると考えられる。

一方で、4ページの児童クラブの量の見込みの行政推計値は、申込数実績の約3倍の数となっている。

他に意見はあるか。

○子ども政策課長

4ページの児童クラブについては、量の見込みの行政推計値を説明するに当たって便宜的に1年生の申込数実績を掲載しているものであり、実績と量の見込みを比較する際は、1年生の量の見込みの行政推計値を参照していただくと良いかと思う。

また、実態としては、学年があがるにつれ利用が減っていくという傾向があることから、2年生以上については実績等に基づき算出した逡減率を乗じ推計をしている。

◎J委員

児童クラブの量の見込みの行政推計値を算出するに当たって、幼稚園を利用しているが、子どもの小学校への入学を機会に就労し、児童クラブを利用したいと考える保護者は考慮されているのか。

○子ども政策課主査

児童クラブの量の見込みの行政推計値は、保育所等に通う児童及び幼稚園における一時預かりを定期的にご利用しながら幼稚園に通う児童の総体について、これらの2割程度の保護者が午後2時には帰宅するという国の調査結果や小学校入学に伴い

就労する保護者等を考慮し、これらに相当する分が相殺されるのではないかとの推測から算出したものである。

◎職務代理

小学校における教育時間の範囲内で保護者が就労を行う児童クラブを利用しない児童の数と、小学校への入学を機会に保護者が就労を開始する児童クラブを利用する児童の数が相殺され、概ね横ばいで推移していくと推計されたものであるということか。

○子ども政策課長

2号児の中に児童クラブを利用する児童と利用しない児童がいる一方で、現状2号児ではないが児童クラブを利用する児童もおり、これらが結果として相殺され、総体としては2号児の量の見込みと同様の傾向で推移していくと推計されたものである。

◎職務代理

児童クラブに関連して、東村山市における放課後子ども教室の実施状況について伺いたい。

○社会教育課長

当市においては、現在市内の小学校4校において毎日または毎週1回放課後子ども教室を実施しており、安全性の確保等の観点から施設の管理等に課題があるため、拡大ができない状況にある。

◎会長

国が策定した新・放課後子ども総合プランでは、放課後子ども教室の内容の充実や児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等が目標に掲げられており、当市においてはこれまでの経過等を踏まえながら、これらに取り組んでいる段階であると認識している。

他に意見はあるか。

◎K委員

保育所等の延長線上にある児童クラブと、子どもが過ごす時間が比較的短時間な遊びや学習等の場である放課後子ども教室が異なる役割を持つことを十分認識し、施設整備等を検討していく必要がある。また、それらも含め、今後も引き続き様々な面から地域全体での子育て支援について検討していければ良いと思う。

◎会長

他に意見はあるか。

◎F委員

児童クラブと放課後子ども教室の連携や一体的な実施等が進むにつれ、これらの内容がどう変わっていくかも今後注視していきたい。

◎会長

放課後子ども教室を推進するに当たっては、安全性の確保に関してだけでなく保育所等との差をどう埋めていくか等についても考慮しながら検討していけると良いと思う。

他に意見はあるか。

◎職務代理

市によっては児童クラブと放課後子ども教室を統合するとの動きもあるが、いずれにしても、児童クラブと放課後子ども教室については、それぞれの機能・役割について適切に認識しながら運営していくことが望まれる。

また、今回算出された量の見込みの行政推計値は、現在の各事業の実施状況を前提とした推計であるが、例えば事業の実施時間が希望に合わなければその事業を全く利用しないという選択をする保護者もいるため、事業の実施内容と量については両にらみで検討していく必要があると思う。

◎会長

他に意見がなければ審議事項（１）については以上とする。

なお、量の見込みや確保の方策の具体的な数値の設定については、本日までの審議内容等を踏まえながら、次回以降の会議で検討していくこととする。

（２）特定教育・保育施設の利用定員設定の取り下げについて

◎会長

続いて、審議事項（２）について事務局から説明をしていただく。

《 子ども政策課長より、前回会議で審議を行った麻の実幼稚園に係る利用定員の設定について、当該議事の内容に一部錯誤があったことが判明したことを受け、一旦取り下げさせていただきたい旨を説明。 》

◎会長

委員より何か意見はあるか。

《 委員より意見なし 》

◎会長

それでは、当該議事については取り下げるものとして集約したいと考えるがどうか。

《 委員より異議なし 》

◎会長

ではそのように集約する。

（３）特定教育・保育施設の利用定員の設定について

◎会長

審議事項（１）（２）と同様に、審議事項（３）について事務局から説明をしていただく。

子ども政策課主任より、麻の実幼稚園の利用定員の設定について、**資料 3** 参照のもと、施設型給付対象幼稚園への制度移行に伴い、新たに利用定員の設定を行うものであり、次年度以降も受け入れ可能な設定となっている旨を改めて提案説明。

◎会長

委員より何か意見はあるか。

◎B委員

確認ではあるが、本提案は、麻の実幼稚園に係る利用定員の設定について、3歳児クラスの利用定員を60人と想定し1号児の利用定員を240人と設定する旨の内容の議事の取り下げが先程承認されたことを踏まえ、改めて当該施設の3歳児クラスの定員数を90人と想定し、1号児の利用定員を270人とする提案がなされたものという理解で良いか。

◎会長

委員お見込みの通りということになると思う。なお、特定教育・保育施設の利用定員の設定は、市と事業者間での連絡調整等を経て進められるものである。

他に意見はあるか。

《 委員より意見なし 》

◎会長

それでは本件は承認ということで集約したいと考えるがどうか。

《 委員より異議なし 》

◎会長

ではそのように集約する。

4. 報告

（１）特定教育・保育施設の利用定員の変更について

◎会長

報告事項（１）について、事務局から説明をしていただく。

子ども政策課主任より、**資料 4** 参照のもと、既設の認定こども園秋津幼稚園より届け出のあった利用定員の変更について、1号児における年齢別内訳について変更するものであり、現在在籍している児童全てが次年度以降も引き続き受け入れ可能な定員設定となっていることが市において確認された旨を報告。

◎会長

委員より何か質問等はあるか。

《 委員より質問等なし》

◎会長

それでは、報告事項（１）については以上とする。

5. その他

◎会長

事務局から何か連絡事項等はあるか。

社会教育課長より、資料5を参考に、新・放課後子ども総合プランに基づく取組等について、市町村子ども・子育て支援事業計画又は市町村行動計画に盛り込むこととする旨が国から通知されたこと及びこれに基づく検討内容等については次回以降の会議で説明等行っていく予定である旨を説明。

◎会長

委員より何か質問等はあるか。

◎K委員

資料5の5ページに市町村行動計画等に盛り込むべき内容として記載されている特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策については、特別支援学級に通う子どもだけでなく通常学級に通う子ども等についても考慮しながら検討していかると良いと思う。

◎会長

事務局から何か補足説明はあるか。

○社会教育課長

放課後子ども教室については、計画策定にあたり、基本的な考え方として、全ての児童を対象に方策の検討や整備を進める必要があるものとされている。

○児童課長補佐

児童クラブについては、計画策定にあたり、特別支援学級に通う子どもだけでなく通常学級に通う特別な支援を必要とする子ども等についても考慮していく必要があるものと認識している。

◎職務代理

特別な配慮を必要とする児童に対する支援策については、家庭への支援や子ども家庭支援センター等との連携等も含め、国の動向等に注視しながら市としての方策を次回以降の会議で検討していければ良いと思う。

◎B委員

確認ではあるが、新・放課後子ども総合プランに基づく取組は、平成27年度に策定された東村山市子ども・子育て支援事業計画に併せて記載されている放課後子ども総合プランに基づく取組に代わるものであるとの理解で良いか。

○子ども政策課長

委員お見込みの通りということになると思う。なお、前計画は、東村山市子ども・子育て支援事業計画の誌面上に一体的に策定されているが、新・放課後子ども総合プランに基づく取組等を、第2期計画の中に位置付けるかは未定であり、これについては今後庁内協議のうえ、当会議に報告させていただきたいと考えている。なお、児童クラブは、新・放課後子ども総合プランの対象となる事業であると同時に、本計画における13事業の1つでもあるため、いずれにせよ第2期計画として量の見込みや確保の方策等について審議していただくことになるかと思う。

◎会長

当会議においても、特別な配慮を必要とする児童等に関し審議を行ってきた経過があることから、これらの計画についてトータルで考えていければ良いと思う。

他に質問等なければ、本件については以上とする。

《 委員より意見等なし 》

◎会長

このほか、事務局から何か連絡事項等はあるか。

《 子ども政策課長より、平成31年度における当会議の進行イメージ(参照：資料6) や委員の任期満了及び改選等について説明。 》

6. 閉会